

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱の制定について

平成2年12月26日

例規(交規)第39号

警察本部長

〔沿革〕	平成3年5月例規(交規)第16号	平成5年3月例規(警)第3号
	平成6年3月例規(警)第4号	平成7年3月例規(警)第13号
	平成8年3月例規(警)第13号	平成10年3月例規(警)第11号
	平成10年4月例規(交企)第13号	平成17年12月例規(警)第47号
	平成18年3月例規(警)第10号	平成19年3月例規(警)第33号
	平成20年5月例規(交安)第43号	平成21年9月例規(交安)第39号

道路交通法の一部を改正する法律(平成2年法律第73号)及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)の施行に伴い、みだしの要綱を次のとおり定め、平成3年1月1日から実施することとしたので、効果的な運営に努められたい。

記

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運営要綱

第1 目的

この要綱は、地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)及び地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の29並びに同法第108条の30、規則及び千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)第36条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 地域交通安全活動推進委員

1 推薦

署長は、法第108条の29第1項に規定するもののほか、次に掲げる要件を満たしている者の中から適任者を選考の上、地域交通安全活動推進委員推薦書(別記様式第1号)により、本部長に上申するものとする。ただし、70歳を超える者にあつては、活動力の面から十分に適格性を判断すること。

(1) 管轄区域内に居住又は勤務場所がある者

(2) 管内の諸般の実情に精通している者

2 委嘱

(1) 本部長は、署長から推薦された者について、書面審査の上、適格と認められる者については、委嘱状を(別記様式第2号)を交付して委嘱するものとする。

(2) 推薦委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 身分証明書等の貸与

(1) 本部長は、推進委員の委嘱に際して、規則で定める身分証明書及び標章を署長を通じて貸与するものとする。

(2) 署長は、推進委員から身分証明書及び標章を亡失又は破損した旨の届出を受けたときは、速やかに再交付申請書(別記様式第3号)に記載させ本部長に申請させるものとする。

4 定員

推進委員の定員の基準は、別表「地域交通安全活動推進委員定員基準表」のとおりとする。

5 公示等

(1) 本部長は、推進委員の委嘱をしたときは、当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を公示するものとする。

(2) 署長は、署又は市町村において発行する広報紙等により、当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域の広報に努め、住民への周知を図るものとする。

6 活動内容

推進委員は、次の活動を行う。

(1) 交通安全教育(法第108条の29第2項第1号)

適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育

- (2) 通行に支障がある者等の保護活動等（法第108条の29第2項第2号）  
高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- (3) 違法駐車防止活動等（法第108条の29第2項第3号）  
道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- (4) 自転車利用者に対する啓発活動等（法第108条の29第2項第4号）  
自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- (5) 前記(1)から(4)までのほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で次のものとする。

ア 広報啓発活動（規則第4条第1号）

- (ア) 交通事故の防止、暴走行為の防止等を図るための啓発活動
- (イ) 自治会、商店会、その他の団体等に対する交通安全対策の理解と協力を求める活動
- (ウ) 運転者等に対する違法駐車抑止を図るための広報活動

イ 協力要請活動（規則第4条第2号）

- (ア) 企業、商店等の自主的交通安全対策の働き掛け
- (イ) 自治会、商店会等に対する交通安全運動等への参加の呼び掛け

ウ 交通相談活動（規則第4条第3号）

- (ア) 地域住民の交通に関する意見、要望等の交通相談
- (イ) 交通相談日の設定

エ 協力・援助活動（規則第4条第4号）

- (ア) 交通安全運動等への積極的な参加
- (イ) 自治会、商店会等の自主的な交通安全対策への協力

オ 実施調査活動（規則第4条第5号）

- (ア) 相談者の求めに応じた必要な調査活動
- (イ) 地域の交通上の問題点についての調査活動
- (ウ) 地域住民等の交通問題に関する意識調査

## 7 公務災害

推進委員が、業務上負傷し、又は死亡したときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年千葉県条例第43号）の適用を受けるものとする。

## 8 活動記録

署長は、推進委員の活動結果を地域交通安全活動推進委員活動結果（別記様式第4号）に記録させ、協議会を通じて提出させるものとする。

## 9 講習

本部長は、推進委員に適正かつ効果的な活動を行わせるため、次の事項について、規則第8条に規定する講習を行い又は千葉県交通安全活動推進センターに行わせるものとする。

- (1) 推進委員の任務及び心構え
- (2) 県内及び管内の道路交通の現状
- (3) 推進委員の活動要領
- (4) 交通安全に関する法令知識
- (5) その他必要な事項

## 10 解嘱

- (1) 署長は、推進委員が法第108条の29第5項各号のいずれかに該当すると認めるとき、自ら退任を申し出たとき又は推進委員が死亡したときは、解嘱・辞職上申書（別記様式第5号）により、本部長を経由して速やかに公安委員会に上申するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)の上申に基づき、公安委員会が解嘱を決定した場合は、解嘱通知書（別記様式第6号）を署長を経由して、当該推進委員に通知するものとする。
- (3) 本部長は、推進委員の退任を認めるとき又は推進委員が死亡したときは、辞職承認書（別

記様式第7号)を署長を経由して、当該推進委員又は遺族に交付するものとする。

(4) 前記(2)及び(3)の手続きを執った場合には、第2の5の措置を講ずるものとする。

#### 11 身分証明書等の返納

署長は、推進委員の任期が満了し、再任されなかったとき、解嘱されたとき又は辞職したときは、速やかに身分証明書及び標章を返納させるとともに、地域交通安全活動推進委員証等返納報告書(別記様式第8号)により、本部長に報告しなければならない。

#### 12 欠員の補充等

(1) 本部長は、推進委員に欠員が生じたときは、速やかにその欠員を補充するものとする。

(2) 補充による推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 13 運用上の留意事項

署長は、推進委員の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 推進委員の活動実態を把握するとともに、管内の交通実態に応じて弾力的かつ効果的に推進されるよう指導すること。

(2) 推進委員に対して、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らすことのないように指導すること。

(3) 推進委員の活動内容、職務規律その他職務に関し必要な事項について指導すること。

### 第3 地域交通安全活動推進委員協議会

#### 1 意見申出に対する処理

署長は、法第108条の30第3項の規定により協議会からの意見の申し出があった場合は、意見申出書(別記様式第9号)により行わせ、次により処理するものとする。

(1) 署長に対する意見の申し出は、その内容を速やかに検討し、結果を協議会に回答すること。

(2) 公安委員会に対する意見の申し出は、当該署長の意見を付して、公安委員会に報告すること。

(3) 前記(2)の意見のうち、回答を必要とする場合は、当該署長を経由して協議会に回答すること。

#### 2 報告又は資料の提出要求

(1) 関係所属長は、協議会の適正な運営を確保するため、協議会に対し、報告又は資料の提出を要求する必要がある場合は、報告・資料提出要求上申書(別記様式第10号)により行うものとする。

(2) 本部長は、前記(1)の上申により、報告又は資料提出が必要であると認める場合は、報告・資料提出要求書(別記様式第11号)により、管轄署長を経由して協議会に要求すること。

(3) 関係所属長は、前記(2)により協議会から報告又は資料の提出を受けた場合は、関係書類を本部長に報告すること。

#### 3 勧告

(1) 署長は、協議会の運営に関し、改善の必要があると認めた場合は、勧告上申書(別記様式第12号)により、本部長に上申すること。

(2) 本部長は、前記(1)の上申に基づき、改善の勧告を行う必要があると認めた場合は、勧告書(別記様式第13号)により、当該署長を経由して協議会に勧告すること。

### 第4 報告

#### 1 活動結果

署長は、推進委員の定期報告を半年(4月から9月まで及び10月から3月まで)ごとに取りまとめ、翌月の10日までに地域交通安全活動推進委員活動状況報告書(別記様式第14号)により本部長に報告しなければならない。

#### 2 随時報告

署長は、次に掲げる推進委員及び協議会の状況を認知した場合、速やかに本部長に報告しなければならない。

(1) 推進委員及び協議会の効果的な活動事例

(2) 推進委員及び協議会の活動に際しての紛議及び受傷事故

(3) 推進委員に係る身分証明書、記章の盗難その他重要な事案

(4) その他必要と認める事案

## 地域交通安全活動推進委員定員基準表

署別	推進委員数
千葉中央	33
千葉東	17
千葉西	26
千葉南	13
千葉北	20
習志野	14
八千代	16
船橋	35
船橋東	20
鎌ヶ谷	10
市川	27
行徳	13
浦安	13
松戸	34
松戸東	17
野田	15
柏	36
流山	13
我孫子	12
佐倉	22
四街道	9
成田	23
空港	4
印西	13
香取	16
銚子	14
旭	9
匝瑳	10
山武	12
東金	16
茂原	21
いすみ	6
勝浦	8
市原	31
木更津	25
君津	14
富津	7
館山	16
鴨川	7
計	667